

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成31年(行ツ)第78号 平成31年(行ヒ)第90号
決定日	令和元年6月7日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	草野耕一 山本庸幸 菅野博之 三浦守
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成30年(行コ)第244号(平成30年11月7日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和元年6月7日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 山田亮祐 

当事者目録

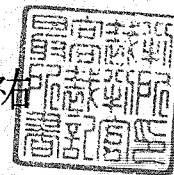
上告人兼申立人	ダイシン物流株式会社
同代表者代表取締役	山中恵司
同訴訟代理人弁護士	廣田稔
被告上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	山下貴司
処分行行政庁長	中央労働委員会
同委員会代表者会長	岩村正彦
同指定代理人	荒木尚志 ほか
同補助参加人	アルバイト・派遣・パート・非正規等労働組
同代表者代表	合内藤進夫

これは正本である。

令和元年6月7日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 山田 亮 祐



〒 6 5 0 - 0 0 1 7

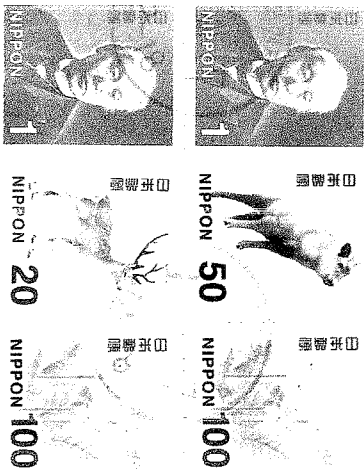
兵庫県神戸市中央区楠町2-2-1
楠ヴァイレッジ1階 アルバイト・パ
ート・非正規等労働組合
代表者 内藤進夫

平成31年(行ツ)
平成31年(行ヒ)



390-54-36165-1

簡易書留



最高裁判所第二小法廷

郵便番号 102-8651
東京都千代田区隼町4番2号
電話 03(3264)8111

ダイヤル 03-3264-8552 • 8553 • 8554